

## 第 8 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年11月5日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第35号議案 非農地の現況証明について 第36号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局  議長	<p>ただ今から、平成 30 年度 第 8 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、12 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>改めましてでございますが、本総会を開催致します。これより議事に入ります。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p>会期の日程について議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、平成 30 年 11 月 5 日、本日 1 日と致します。ご異議はございませんか？</p> <p>《無し。の声》</p> <p>議長 ご異議無しと認め、本総会の会期は本日 1 日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長 (議長)	<p>次に日程第 2、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長の方において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>《無し。の声》</p> <p>議長 ご異議無しとして、議事録署名委員には 7 番 山下昇委員、9 番 山本壽孝委員、両名の方を、指名をさせていただきます。よろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては事務局の職員をお願いを致します。</p>
3 議事 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議長)	<p>それでは日程第 3、議事に入ります。議案第 32 号に入ります前にですが、議事参与の制限がございます。私、長谷川誠一、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして退席を致します。なお、この際に申し上げます。今まではですね、その議案に対して全て退席していたと云う事でございますが、この度の案件 32 号、それから 36 号につきましては関係する委員の方がおります。関係する委員の方の案件を先に処理をしてから、それから次の案件に移りたいと云う風に思います。その様にこれからは取り計らいますので、ご了解をお願い致します。</p> <p>それでは議案第 32 号でございますが、私、長谷川はこの場を退席いたします。</p>

	<p>(議長交代) 議長 蔵本職務代理</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>土井委員 事務局</p> <p>議長 (議長交代) 議長 長谷川会長</p> <p>事務局</p>	<p>(議長 長谷川会長 退席)</p> <p>それでは再開致します。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について審議を行います。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 野花●●、譲渡人は 野花●●、土地の所在 大字 野花——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 樹園地、面積 3,010 m<sup>2</sup>、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 308 アールです。</p> <p>これは譲渡人の方が耕作が困難になって、譲受人の方に今現在耕作を依頼している状況ですけども、もう所有権自体を譲りたいと云う事で申請が上がって来たものであります。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。皆さんの方から質疑はございませんか？ありませんか？</p> <p>《ありません。の声》</p> <p>無い様ですので、採決を行います。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきまして、提案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方の賛成でございますので、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案どおり認めることと致します。</p> <p>すみません。番号 1 番に限りとしておいた方が良いんじゃないですか？1 番だけでしょ？1 番だけです。今確認を頂きましたのは、採決を行いましたのは、番号 1 についてと云う事で。番号 2 は続いて審議を致しますので。</p> <p>と云う事で、終わります。</p> <p>(長谷川会長 着席)</p> <p>それでは会を続行致します。議案第 32 号、2 番目の案件でございますが、説明をお願い致します。</p> <p>では、番号 2 の説明を行います。</p>
--	---	--

	<p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>土井委員</p> <p>事務局</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>番号2 譲受人は 泊●●、譲渡人は 大阪府堺市東区▲▲、土地の所在 大字 泊——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 18 m<sup>2</sup>、同じく大字 泊——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 50 m<sup>2</sup>、同じく大字 泊——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積 388 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は4アールでありますので、大字泊の下限面積は1アールと規定されておりますので面積要件を満たしているものであります。なお、大字 泊—— につきましては、共有地となっており、移転する所有権は持分2分の1であります。</p> <p>と云うことで、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑がございませんか？土井委員どうぞ。</p> <p>この人、全然農地が無かった訳ですか？それで農業をされると？</p> <p>どうぞ、事務局。</p> <p>譲受人の方は、今現在は、農地台帳上は経営が無い状態でありました。無い状態です。</p> <p>新たに農業をされる？</p> <p>ただ、畝まえが少ないものですから、十分能力があると認めて良いと思います。現実的には機械とかが入れない様な小っちゃい所ですので。鍬一丁あれば十分可能だろうと思います。と云う状況でございますので、能力的にも全く問題が無いと云う風に事務局は判断をさせて頂きました。</p> <p>分かりました。</p> <p>はい。どうぞ。中村委員どうぞ。</p> <p>先ほどですね、持分2分の1と云う事で、共有地と云う説明があったんですけどね。これって一つの土地を二人で共有。登記なんかはどうなるんですか？</p> <p>はい、どうぞ説明してください。</p> <p>回答させていただきます。土地の登記事項証明書、土地台帳上は「持分2分の1 誰の誰べえさん」、「持分2分の1 誰の誰べえさん」。そう云う風に所有者が記載をされております。現在。で、持</p>
--	--	---

	<p>中村委員 議長 事務局</p> <p>中村委員 事務局</p> <p>中村委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>分2分の1の、この譲渡人の部分が、認められれば譲受人の名前に変わって、相手方の方はそのまま変更なしと云う状態になります。ですので、土地の権利自体は2分の1ずつの権利がそれぞれお持ちの状態。ただ土地をどう云う風に使われるかと云う事につきましては、権利者同士の双方の話し合いです。現実的には、この度の譲受人さんの方が全面的な利用をされる事になろうかと思っております。</p> <p>あの、筆の分け方と云うのは無い訳ですか？共有地と云う事であれば。</p> <p>どうぞ。</p> <p>一般論ですけども、何れにしても一つの筆で共有名義と云うのは、真ん中に例えば線を引くと云う、そう云うものではありません。あくまで権利が2分の1。土地の面積を双方で分け合うと云う、そう云う意味合いではないですから、先を引くものじゃないんです。どんな土地であってもそうです。宅地であってもそうですし。</p> <p>他にも沢山あるんですか？</p> <p>はい。ですから単純な話、イメージして頂いたら良いと思うんですけども、未相続農地。未相続農地って、登記は現にしてなくても共有名義なんですよ。相続人さんの共有の分になります。配偶者が生きておられたら配偶者が2分の1権利がありますし、子供があと二人いらっしやったら4分の1と4分の1の権利があると。そう云うのもです。どこに線を引くと云う、そう云う話ではありませんので、そう云う風なイメージをお持ち頂いたらと思います。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>はい、その他にございますか？それでは河井推進委員どうぞ。</p> <p>今の件ですけどね、持分2分の1はどう云う意味かなと、聞いたかったものだけど。結局じゃあ●●さんにしても▲▲さんにしても2分の1あるだけど、場所的には●●さんのになったんだと、そう云う風に見たら良い訳ですかこれ？2分の1と云うのがもうちょっと分かり難い。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>土地の権利と云いますのは、使用する際にはお互いの話し合いで。「じゃあ、あなたが全部利用してくださいよ。」と云う事も可能ですし。ただし処分をする場合、処分と云うのは売却ですとか、こうやって譲ったり、或いは完全に土地の形状を変えて、例えば農地転用をしようかと云う場合には権利者全員の同意が必要なんですけれども。この度のは、農地としての利用と云う事</p>
--	--	---

	<p>河井推進委員</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>中村委員 河井推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>で、農地として使うものですから、特に土地に何かを加えて形状が変わると言うことがございませんので、全員の承諾が必要と言う事は先ず無いと言う事になります。そうすると単純に持分だけの権利の移動と言う事で、特に変わったものは無い。何れにしても、もうお一人の権利者の方との共有。赤の他人なんですけども、未相続農地と同じ様に共有の農地になると言う事です。土地台帳で行きますと、経過として、随分昔に2軒屋で、その農地を取得されたと言う事となっております。それですと互いで使われてたと言う事になるんですけども。明治38年の話なんです。共有名義の所有権がスタートしたのは。ですので、特に何不自由無くと言いますか、トラブル無く今現在まで続いて来てるので、あくまで2分の1の権利を取得して、使う様になる。ただし、これを例えば、家は建ちませんけれども、家を建てたりと言う様なことが…。</p> <p>これは一応農地ですからね。農地の、一応、●●さんがゼロの所を▲▲さんから売買した訳ですよ？そこまでは分かるんですけど。その下にある持分2分の1と言うのは。結局それは売ったんだけど、権利書は出来ない訳かな？半分は▲▲さんにある訳？</p> <p>いえ、そうではなくて。</p> <p>ちょっと、議長から。もう少し分かり易く。この持分だけれども、▲▲さんが権利放棄をすると言う訳？売買による。</p> <p>権利を譲る。</p> <p>それで、もう一方のお名前は？参考までに。</p> <p>もうちょっと詳しくと言いますか、その2分の1の相手は■■と仰るお家です。で、■■さんと▲▲さんが、権利が2分の1づつで農地をお持ちなんですけれども。▲▲さんの方が県外ですから、土地も管理できないし、権利を地元におられる●●さんと云う方に譲りますよと言う事になります。これで許可が出て、後、法務局に申請して、どう云う形になるかと言えば、今度は■■さんが2分の1の権利。それから●●さんが2分の1の権利と云う、そう云う登記になると言う事です。具体的には。</p> <p>そう云う事ですか。分かりました。</p> <p>だいたい権利はね。土地としては●●さんがするんだけど、権利は■■さんが2分の1あると云う事ですね。</p> <p>そうですね、はい。</p>
--	---	--

<p>議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ、こう云ったやり方はね、希なんだと思います。どうしてもシコリが残る。代が代わると。名義の関係でね。ですから譲渡したりする時に、片方の同意を得たりとか。また、その方が亡くなられたりすると。あまりお勧めする事例ではないけれども、ただ当事者同士がそう云うやり取りをしておられると云う事で、良いのではないかと思います。</p> <p>この案件に関して、その他にご質問はありますか？どうぞ。希な案件でございますので。どうぞ、勉強がてら聞いて頂いても良いですよ。良いですか？それではご異議は無いと云う事でございます。ご異議無しとして質疑を終結しますけども、よろしいですね？はい。</p> <p>それでは採決を行います。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議無しと、賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、これを可とする事と致します。</p> <p>続きまして議案第 33 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁、別添資料 1 の 1 頁～4 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在、はわい長瀬——、はわい長瀬——、はわい長瀬——、はわい長瀬——の 4 筆であります。現況地目は全て畑、転用面積は合計で 356 m<sup>2</sup>であります。転用計画の用途はその他の事業用地。施設概要は、駐車場。申請人 はわい長瀬●●。立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地であります。区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内 で、許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可でございます。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。</p> <p>事業内容は、国道 179 号との間の宅地を含めた 140.99 m<sup>2</sup>に 17 台分の駐車場を整備するものです。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されています。</p>
--	----------------------------------	--

		<p>頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図でございます。それから別添資料 1 の 1 頁目が現地写真です。2 頁目が公図で近接に国道 179 号、黄色い所がこの度の農地転用の区域で、国道と転用申請地に挟まれている所に宅地が 2 筆ございます。そう云った場所であります。3 頁目が土地利用計画図、17 台分の駐車場。全体でございますね。4 頁目が用地断面図です。上二つが東西方向の断面。それからした二つが南北方向の断面でございます。下の方の断面を見て頂きますと、まず、北側と書いてある左側の方ですが。こちらが国道側になりますけれども。そちらの方に溜柵を設けて用地内の雨水を受けたくえで、塩ビ管を通して既設の道路側溝へ流すもので。南側の方は、ちょっと土を盛って、そちらの方に雨水が流れない様にするるとともに、法面には植生シートで法面を保護すると、そう云う計画となっております。</p> <p>申請地は駐車場の借受け希望が複数あることから、駐車場の整備を計画したものです。</p> <p>本申請については、東西の隣地境界には既設のコンクリート壁があり、南側は盛土と植生シートにより土砂の流出を防止するとともに、雨水は北側へ溜柵を設けたうえ、隣接道路側溝に排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。事務局からの説明が終わりました。今回本案件の現地確認は、報告につきましては、代表致しまして、土井委員の報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日午後 1 時より、会長、職務代理、横川委員、倉本推進委員、自分と局長、事務局員で現地確認に行ってきました。番号 1 番ですが、資料 1 の右下の写真を見て、飲食店の道を挟んで反対側になります。それで、周りが、2 頁目の公図を見てもらうと、下がアパート、上が宅地・宅地となっており、隣地の畑と云うのがもう 1 枚ありますが、了解も取れておりますし、ここも作ってない状態です。また、農地区分は 3 種でありまして。局長が言いましたが、住宅が連たんする地域内で、転用は良いではなかろうかと云う事を報告します。農地としては使い難いと報告します。以上です。</p> <p>以上で現地確認の、委員の報告は終わりました。議案第 33 号についての質疑を許します。質疑はございませんか？</p> <p>良いですか？</p>
	議長	
	土井委員	
	議長	
	清水委員	



<p>議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 清水委員</p>	<p>清水委員どうぞ。 所有者は●●さんと云う事で、飲食店の所有者だと思いたすが。元々持っておられた土地なのかどうか分からないですけれども。近所はアパート等が多いですし、多分管理して行くにも苦情等が有ったりして、とりあえず駐車場にして行こうかなと云う事でされたんじゃないかと思うんです。で、農地の格好で除外したのは良いけども、家が建つとなった時にね。●●さんの考えでしようけども。その辺の事はどうなんでしょう？私は良く分からないんですけども。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは事務局、説明をお願いします。 はい。こちらの土地は、昨年までは農地として使っておられました。雑事畑的な感じで使っておられて。田んぼの高さだったんですけども。それを地上げをされて。使い易い様にしようかなと云う事で地上げをされたんですけども。周りがお店屋さんとかアパートだとか在って、駐車場が借りられないだろうかと云う要望が出てきたそうでした。それであればと云う事で。駐車場に貸し出すように整備をしようかと云う事で、思い立たれたと云う事で伺っております。貸し出しする駐車場としてニーズがあったからと云う事で。</p>
	<p>清水委員</p>	<p>それだったら良いですけども。</p>
	<p>議長</p>	<p>清水委員良いですか？</p>
	<p>清水委員</p>	<p>はい。良いです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他に質疑はございますか？質疑はございませんか？それでは質疑無しと認め、質疑を終結致します。</p>	
<p>(議長)</p>	<p>それでは採決を行います。議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、これを申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p>	
<p>(議長)</p>	<p>《全員賛成》</p>	
<p>(議長)</p>	<p>全員の方が賛成でございますので、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、この申請を本委員会では意見決定として認めさせていただきます。これを鳥取県知事の方へ進達を致します。</p>	
<p>(議長)</p>	<p>続きまして議案第 34 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請」に入る前にですね、説明をお願いします。</p>	
<p>(議長)</p>	<p>議案第 34 号の農地法第 5 条許可申請、2 件ございますけれども。議案 4 頁の番号 1 について</p>	
<p>事務局</p>	<p>議案第 34 号の農地法第 5 条許可申請、2 件ございますけれども。議案 4 頁の番号 1 について</p>	

<p>議案第 35 号 非農地の現況証明について (番号 3 のみ、審議順変更)</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>なんですけれども、こちらの方が、申請後に鳥取県中部総合事務所の方と案件について確認したところが、転用事業の中に農園を整備すると云う事業内容がございまして。その農園を整備することについては農地法 3 条で処理をすべきですねと云う指摘がございましたものですから。まだ 3 条の申請書は出て来てないんですけども、1 番については 3 条の申請も併せて審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それから番号 2 の案件ですけども、これは建売分譲なんですけども、事業エリアの中に非農地として、この度非農地証明願が上がって来ている案件があるものですから。番号 2 につきましては該当箇所の、非農地証明願の案件を先に協議を頂いたうえで、この 5 条の議案番号 34 の番号 2 の件に。それから審議に入って頂きたいと云う風に思います。よろしくお願い致します。</p> <p>はい。と云う事で今局長が提案致しましたが、その様な取り計らいでよろしゅうございますか？ご異議ございませんか？それではその様に進めさせていただきます。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に入る前にですね、それでは非農地証明を 1 件だけ先に処理をさせていただきます。</p> <p>「非農地の現況証明について」でございます。議案第 35 号。5 頁をお開き頂きたいと云う風に思います。この中の、ただ今局長から提案がございましたナンバー3、久留の案件でございますが。この件について、先に審議をして行きたいと云う風に思います。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書は 5 頁なんですけども。議案第 35 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。その中の番号 3 でございます。</p> <p>(資料は 5-1 頁と別添資料 1 の 22 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、久留●●、土地の所在、大字久留——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積 144 m<sup>2</sup>、大字久留——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積 13 m<sup>2</sup>、大字久留——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積 67 m<sup>2</sup>。これは昭和 46 年頃から隣接地の倉庫駐車場として使用され、その後に倉庫が取り壊されてアパートが建築された後にはアパートの駐車場として整備され、現在に至るものであります。</p>
--	----------------------------------	--

<p>議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 倉本推進委員</p> <p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>頁をめくって頂き、5-3 頁が航空写真による位置図です。現地写真は別添資料 1 の 24 頁です。以上であります。</p> <p>はい。それでは、この案件につきましては現地の確認を行っております。現地確認を代表致しまして、倉本推進委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。では報告させていただきます。現地ですね、ここの川、船川。役場の裏、そこに郵便局があります。100mほど橋津方面に行った所が現地になります。で、5-3 が大雑把な地図ですね。そして別添資料 1 の 24 頁、最後から 2 枚目を見て頂きますと現地が写っております。パッと見て一目瞭然。今事務局の方から説明がありましたけど、現在は駐車場になっております。従いまして農地として復元するには難しい状況にあります。民法上 20 年以上の経過を経ておりますし、やむを得ない状況にありますので。従いまして、非農地として認めて良いんじゃないかと考えます。以上です。</p> <p>はい。それでは現地確認委員の報告が終わりました。この議案第 35 号の、番号 3 番の件についてを。「非農地の現況証明について」を審議を致して居る訳でございますが、現地確認が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑ございますか？ ございませんか？</p> <p>質疑が無い様でございますので、この非農地証明について、3 番についてのみ採決を行います。3 番、久留の件でございますが、非農地として証明することにご異議無しと、賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは全員の方でございますので、3 番。議案第 35 号の 3 番につきましては、非農地として証明を認めます。</p> <p>続きまして、元へ戻りまして、議案第 34 号に入ります。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>番号 1 につきましては、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の転用事業ですが、一部農園としての</p>
--	---	--

利用計画があります。農園利用部分は3条の所有権移転の取扱いと云う事で、中部総合の方と協議が整いましたので、後ほどご審議を併せて行って頂くことをお願いしたいと思います。これはあくまで5条転用と重複するため、併せ審議と云う事でお願いを致します。

それでは番号1についてご説明を申し上げます。

(資料は4-1頁、別添資料1の5頁～14頁)

番号1 土地の所在 大字 上浅津——、それから大字 上浅津——、大字 上浅津——。現況地目は3筆とも田でございます。転用面積は7,923㎡の内6,237㎡で、後ほどご説明申し上げますけれども、農園用地と、それから既設の農業用施設を除いた面積であります。

転用計画の用途はその他の事業用地。施設概要は、グラウンド・庭園、それから農園もでございます。譲受人は鳥取市—— 社会福祉法人●●。譲渡人は、上浅津——が、上浅津●●、上浅津——が、上浅津▲▲、上浅津——が、岡山市中区■■で、議案書の方には外何名と記載しておりますが、具体的にはこのとおりであります。

売買による所有権移転でございます。立地基準の判定に係る農地区分は第2種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域内であります。許可根拠規定は公益性が高い事業、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。

備考欄ですが、全体事業は、特別養護老人ホーム建替え工事でありまして。事業内容は、転用に係る面積がグラウンド3,800㎡、庭園1,800㎡、その他の施設用地が637㎡。転用事業用地内の農園は1,591㎡であります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されています。隣接耕作者はございません。

頁をめくって頂き4-1頁が航空写真による位置図です。写真上が既設養護老人ホームのグラウンド・庭園ですが、この用地に特別養護老人ホームを建て替え、グラウンド・庭園の代替地として申請地を整備する計画となっております。

別添資料1の5頁目が現地写真です。頁の上側2枚の写真に農業用施設が写っています。6頁目が公図、7頁目が建替え工事事業全体の配置図、7-1頁目が求積図です。全体面積は筆3つで7,923㎡でありますけれども、青く縁取っております所が農園として利用する面積で、求積表が右側に表が4つ、ついております。一番上が農地としての全体の面積。1,591.72となっております。小数点は切り捨てをしますので、1,591㎡。上浅津——の筆の中。486.31㎡が農地として

取得する部分で、それから上浅津——の用地ですけども。こちらは704㎡でございます。それから上浅津——の筆の中は401㎡が農地として使われる所と云う面積計算であります。ちなみにこの図面の下の所に3条申請5条申請とございまして、7,923引く、農地1,591引く、括弧59足す36とあります。これが農業用施設的面積でございます。農業用施設はあくまでも2アール未満の農業用施設と云う事で、許可不要で、既に転用行為がなされていると云う事で、農地の転用すべき面積からは除外すると云う事で。そう云う考え方をしなさいと云う事で、指導が農業会議の方からございましたので。それに準じた形で作成させて頂きました。

恐れ入りますが、頁をめくって頂いて8頁でございます。8頁目が、ぐるり、外構の計画平面図で、事業用地境界の縁石や法面保護の他、水路等の計画が図示してあります。9頁目が造成計画平面図、10頁目が横断面図。工事自体は表土をすき取ったうえで盛土をして、農園、それから庭園部分には表土をまた戻したうえで整備をすると云う事でございます。11頁目が排水計画図。ベンチフリュームなり、自由勾配側溝なりと云うのが記載が入っておりますけども、その様に整備をして行くものであります。12頁目が排水の流末処理詳細図でございます。水路から側溝等から流れてきた水を、集水桝、或いは溜桝で一回受けたうえで、既設の側溝へ、水路へ放流するものであります。また、用地の所で、盛土をする関係で法面ができるんですけども。法面につきましては、コンクリート張りを行ったうえで法面保護をすると云う計画となっております。それから、13頁と14頁が各コンクリート製品の構造図です。

本事業は先に申しあげましたとおり、特別養護老人ホームの建て替え工事に伴う事業です。現在、倉吉市にあります特別養護老人ホームは、建物の南側は土砂災害警戒区域、北側は河川の浸水想定区域となっております。建物の老朽化も相まって、新築移転を計画したものであります。当初倉吉市内での用地確保を目指しましたが、用地確保が困難なため、●●が所有する養護老人ホームのグラウンド・庭園・農園の用地への建築と、グラウンド等を代替する用地として隣接する農地を選定したものです。

この度のグラウンド・庭園・農園は、従来から施設の入所者・利用者が季節ごとの行事や日常生活の日課等で使用しているものであって、新築移転後は両施設の利用者が共同して使用するものであります。

本申請については、雨水は敷地に表面勾配を設け、外周に設置する側溝から溜桝・集水桝へ流

		<p>下させたくえ、塩ビ管で既設水路へ放流するため、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>また、初めにお話しさせていただきました農園利用の部分の農地法3条所有権移転の取扱いですが、書類の準備ができ次第、速やかに申請書を提出してもらいますけれども、社会福祉法人●●が農地の所有権を取得することについては、農地法施行令第2条第1項第1号ハ及び同法施行規則第16条第1項の規定により、社会福祉事業の一環で農地として利用する場合には許可することが出来るとされております。</p> <p>従って、社会福祉法人●●の農地法3条所有権移転については、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>本案件ですが、審議の結果、転用申請が許可相当との決定が出れば、農地法第3条の許可要件について審議頂き、許可相当であるか否かの決定をお願いします。</p> <p>で、3条所有権移転が許可相当であるとの決定がなされた場合、今後の5条転用の許可に合わせて同日付で農地法第3条の許可書交付を考えております。説明は以上です。</p> <p>議案第34号でございますが。2項目ございますが、今局長の方から説明がございました様に、中々大きな計画でもございますので、この1番と2番は分けて審議をして行きたいと云う風に思います。</p> <p>それでは1番につきまして、現地の確認を行っております。現地確認、代表致しまして、横川委員の報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日午後から現地確認をさせていただきました。社会福祉法人●●申請の事業であります。で、別冊の方の8頁11頁に書いてありますけど、計画図の方としましても、法面の部分をコンクリートやベンチフリューム、それから溜桝等を使い、泥水が出ない様な計画にされています。それから周りを見ましても。別冊の5頁の方に写真が付いてますけど、周りも住宅地。それからほとんどが農地になってますので。何も影響が無いと考えられます。でありまして、計画は妥当であると考えられます。以上です。</p> <p>はい。以上で現地確認の報告を終わります。それでは、ただ今より質疑を行います。みなさんの方から質疑はございますか？まず5条申請の方からします。はい。徳岡推進委員、どうぞ発言</p>
	議長	
	横川委員	
	議長	

	<p>徳岡推進委員 議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>土井委員 議長 土井委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>してください。</p> <p>この施設の完成予定日は何時になりますか？</p> <p>それでは説明を。</p> <p>この施設の新築移転工事全体で、計画では許可後に造成工事に速やかに掛かったうえで、平成32年の8月で完成をさせたいと云う計画になっております。</p> <p>はい分かりました。</p> <p>その他に、質疑はございますか？大きなプロジェクトでございますので、どうぞご発言をお願いします。えっとねえ、じゃあ議長の方から申します。今日は7件の現地確認があります。従って、別添の資料もかなり分厚い資料になってます。あの、左の本紙と右の別添資料をこうやって見るんだけど、中々スムーズに目が行き届かないと云う事がございまして。ちょっと事務局に提案なんだけれどもね。この備考欄の所に、別添資料の何番何頁と書いてあれば、スムーズな審議が出来ると思うのだけど。ちょっと余白がある所に。</p> <p>この辺ですね。</p> <p>そうそう。別添資料何番。例えばこの1番の何頁と云う風にして行けば。スッとその所が、資料がすぐ開けると思うので。</p> <p>それでは、皆さんの方から引き続き、質疑はございますか？</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ、土井委員発言してください。</p> <p>今思ったんですが、7,923㎡の内の6,237と云う事は、これは下の備考で、転用は1,591は抜いてあると云う風に書いてあったら、施設概要で農園と云う項目は抜いちゃってあると云う関係になるのでは？</p> <p>それでは事務局、説明を。</p> <p>はい。議案の方に農園を入れさせて頂いたのは、整備するうえで全体としてどう云ったものが出来るかと云う事で、ちょっと残させて頂きました。本当は外しても良かったんですけども。厳密には農園と云う事で3条の申請になるんですけども。ただ、何を整備するかと云うのがはっきり、この議案の中で分かる様にした方が良くないと云う風に、考えのもとに、農園と云うのを残させて頂いた次第であります。</p>
--	---	---

	<p>土井委員 事務局 議長 土井委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員 議長</p>	<p>ただ、面積の中には入っていないと？ 面積の中には入っていないと云う事です。 ま、局長の配慮で、こう記するのが分かり易いのかな、と云う風な配慮でございます。 分かりました。 その他ありますか？はいどうぞ、河井推進委員。 大体ここは上浅津の田んぼなもので。見ればこれは、営農組合に出してるんですね、7千幾らは。何時頃あった話ですか、これは？ はい、説明を。 お話は、夏ぐらいにお話がありました。ただ、地主さんに対しては、もっとそれ以前から話が無いと。話が煮詰まったと云う事でないと来れないので。役場に対しては夏ぐらい。もちろん、お譲りしますよと云う話が出来てないと、計画が立てられませんから。もっと早くに地主さんの方には、当然話が行ったと思うんですけども。 それで自分が聞いたのも、1週間か10日ほど前に話を聞いたのでね。もちろんここは農園とかになるんだけど。養護老人ホームの方に建物が建つんだと。そう云う話は聞いてないんだけどね。この写真を見るに、これは水稻の時ではないかな？場所は。最近行った写真ですかこれは？ どうぞ。 写真は、これが1週間程度前。今は大豆が植わっています。収穫前の大豆がございます。 なんだか大豆にしてはちょっと、緑色が目立って。これは大分前に撮った写真かなと思って。刈取り前だから、もっと黄色くなってるかなと思ったもので。 はい、事務局説明を。 1週間前ですので、多分この土日で、今日も含めて天気が良いので、恐らく大分色が変わって来てるかと思うんですけど。それより前でしたので。その辺は、生育状況は多少は変わっているとは思うんで。 多分地主さんは、喜んでおられると思うけども。 河井推進委員、よろしいですか？ はい。 その他に質疑はございますか？ございませんか？無い様でございますので、これで質疑を終結</p>
--	---	---



<p>(番号1の農地法第5条の規定による許可申請に関連する、農地法第3条の規定による許可申請について)</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>致します。</p> <p>それでは採決を行います。まず、5条申請を採決し、その後に3条をお諮りすると。後に3条をお諮り致します。その後都合で挙手をお願い致します。議案第34号1番の項目でございますが、「農地法第5条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第34号1番につきまして、これを申請どおり認めることと致します。鳥取県知事へ進達を行います。</p> <p>併せまして、1番の同時申請と申しますか、3条申請をお諮りをしたいと云う風に思います。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。先ほど説明致しましたとおり、申請は実はこれからのもので。3条で申請をしてくださいと云う決定が、ほんの先日だったものですから、業者の方はまだ、ちょっと書類の整理ができておりませんので。地主さんからの判子とかはまだですから、今後出て来るんですけども。3条につきましては、社会福祉法人が取得する際には許可できると云う。再度申し上げますけれども、農地法施行令第2条第1項第1号ハ及び同法施行規則第16条第1項の規定によりまして、社会福祉事業の一環で農地として使用する場合には許可できると云う規定がございます。この度の農園と云うのは、まごう事なき社会福祉事業の一環での農地利用と云う事になりますので、この要件に合致していますため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑はございますか？それじゃあ、議長の方からちょっと確認しようかな。社会福祉法人、その関係の方でこれを認めることができると云う風な説明が今あったんですけども。申請が現に出していないのに、申請を認めるって事は、これは、この辺りの事は？</p> <p>事務局の方でお願いしておりますのは、申請が出て来ておれば、許可するかどうかと云う単純な決定で良いんですけども、まだ出て来ておりません関係で。ただし、申請が出て来る事は確実であるという事。それから社会福祉法人が、社会福祉事業の一環で農園用地として取得すると云う事は、許可要件を満たしている事と云う内容がございました関係で。許可相当であるか否かの</p>
---	--	--

<p>(番号2の農地法第5条の規定による許可申請について)</p>	<p>議長 事務局 議長 事務局 議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長 事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>決定を頂いたうえで、申請があった後には、良いよって云う決定であれば、その後に5条の転用許可と併せて同日付で、3条の許可書の交付をしてよろしいかと云う。細かく言いますと2段階の確認をしたいと思っております。</p> <p>県はそれで良いと云う指導をしてくれたか？</p> <p>そこは確認をしておりません。</p> <p>ならば、確認はしておいて。</p> <p>はい。</p> <p>それでは5条申請に併せて、今の3条申請でございますけども。この申請が出た場合には、認めることにご異議無い、賛成だと云う方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、それでは全員の方が賛成でございますので、申請が出た場合にはこれを認めることと致します。許可相当である決定だと云う事でご判断を願います。</p> <p>もし申請あってね、処理されたら、当然総会で報告があると思っておりますけども。それで許可したいと思っております。</p> <p>そうですね。その事の成り行きは、次回の総会には必ずご報告をお願い致します。</p> <p>じゃあちょっと。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>この案件。3条申請が出まして、今、許可相当であるというご判断を頂きましたので、その後の処理につきましては、次回の総会にて、報告事項でありますから、きちっと事の顛末を報告させて頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>併せて県の指導の方も。確認に次ぐ確認と云う事でお願い致します。それでは、その事はよろしくお願ひします。それでは以上の条件を持ちまして、許可相当と云う事で、申請を認めることと致します。</p> <p>それではナンバー2番、この案件をお願い致します。説明をお願い致します。</p> <p>では議案第34号の番号2でございます。</p> <p>(資料は4-2頁、別添資料1の15頁～21頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字 久留——と大字 久留——。現況地目は 何れも畑、転用面積は 508</p>
-----------------------------------	--	--

	<p>議長</p> <p>倉本推進委員</p>	<p>m<sup>2</sup>です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売分譲2棟。建築面積は170.00 m<sup>2</sup>です。譲受人 中興寺有限会社●●。譲渡人は、久留●●。売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は 駅・役場等から300m以内です。許可根拠規定は 第3種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。事業内容は、建売分譲、建築面積が80.00 m<sup>2</sup>と90.00 m<sup>2</sup>の2棟で、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き4-2頁が航空写真による位置図でありまして、別添資料1の15頁目が現地写真です。左上の写真は、南側国道179号側から見た写真で、その他3枚は反対側の北側から見た写真です。16頁目が公図で、17頁目が土地利用計画図。着色してある所が全体事業になりまして。その内の茶色い所と緑色の所が、この度の転用の場所と云う事になります。これが土地利用計画図であります。それから18頁目がプランAの平面図で、建築面積80 m<sup>2</sup>の平面図と次の頁19頁が立面図。20頁がプランB、建築面積90 m<sup>2</sup>の平面図と21頁が立面図でございます。</p> <p>申請につきましては、隣地境界にはL字擁壁並びに縁石ブロックを設置し、汚水は公共下水道へ接続。雨水は北側南側それぞれ既設の道路側溝へ排出するため、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは事務局よりの説明が終わりましたので、この件につきましても現地確認を行っております。先ほどの非農地証明で現地確認報告して頂きましたが、番地名とか、筆が違いますので、改めて報告をお願い致します。現地確認委員の報告につきましては、倉本推進委員の方から報告をお願い致します。</p> <p>では報告致します。別添資料1の15頁を見て頂きますと、先ほど非農地証明で許可を致しました所と隣接しております農地であります。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、第3種農地と云う事になりまして、原則許可であります。また、隣接耕作者の同意も得ておられません。転用計画、排水計画等も出ておると云う事になります。従いまして周辺の営農条件に支障を与えるものではなく、許可要件を満たしているものと考えられます。本案件は許可相当に当たる</p>
--	-------------------------	---

<p>議案第 35 号 非農地の現況証明について (番号 3 を除く番号 1,2,4)</p>	<p>議長  (議長)  事務局</p>	<p>と判断を致しました。以上、報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それでは議案 34 号につきまして、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑は無い様ですね。質疑は無しと認め、質疑を終結することにご異議はございませんか？はい。</p> <p>それでは採決を行います。議案第 34 号、ナンバー2 番になりますけども、「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 35 号「非農地の現況証明について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 35 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁と別添資料 1 の 22 頁)</p> <p>番号 1 申請人 橋津●●。土地の所在 はわい長瀬——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 1,576 m<sup>2</sup>。平成 8 年頃より、夫の病気をきっかけに耕作をしなくなり現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き、5-1 が航空写真による位置図です。橋津のお台場跡の臨海公園と国道 9 号に近接する場所です。現地の写真は、別添の資料 1 の 22 頁です。</p> <p>(資料は 5-2 頁と別添資料 1 の 23 頁) 議案書に戻って頂き、</p> <p>番号 2 申請人 倉吉市●●。土地の所在 大字 はわい温泉——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 411 m<sup>2</sup>、同じく大字 はわい温泉——、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 621 m<sup>2</sup>。申請者の父が生前建具店を経営しており、昭和 60 年代に埋立て整地し材木置き場及び木材乾燥場として使用し、その廃業、現在に至るものです。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き 5-2 頁。現地写真については資料 1 の 23 頁です。</p> <p>(資料は 5-4 頁と別添資料 1 の 25 頁) 議案書に戻って頂き、番号 3 は済みしましたので、</p> <p>番号 4 申請人 大阪府堺市東区●●。土地の所在 大字 泊——、地目 台帳 畑、現況 原野、</p>
---	--------------------------------------	--

		<p>面積 156 m<sup>2</sup>。30 年以上前に耕作を止め、現在は原野化している状況です。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、5-4 頁。現地写真については資料 1 の最後の頁、25 頁でございます。以上です。</p> <p>議長 それでは事務局の説明が終わりましたので、この非農地証明につきましても現地に出向いて確認を行っております。ナンバー1 番。このことについての報告は、土井委員の方へお願い致します。それではよろしく申し上げます。</p> <p>土井委員 はい。ただ今局長からあった様に、航空写真 5-1 をお願いします。この赤い印の前後左右、全てセイタカアワダチソウやススキが生い茂って、周りは全て荒れております。再生が困難であると判断されます。作れる様な状態では無いと報告します。終わります。</p> <p>議長 横川委員 それではナンバー2 を横川委員、報告をお願い致します。</p> <p>議長 横川委員 はい。それでは写真の方で。別添資料の 23 頁を見て頂けますでしょうか？これははわい温泉団地の中にあります。周りはほとんど住宅地であります。で、ご覧の様に中にポツンとありまして、この分を、草刈りをして管理はしてあるんですけど、継続して農地としてはちょっと難しいではないかと考えられます。それからまた、改良区の方も、改良区から切れているため、非農地としても良いかと考えられます。以上です。</p> <p>議長 土井委員 はい。それではナンバー3 につきましては先ほど済みしましたので、これは飛ばします。ナンバー4 番。この現地確認につきましては、土井委員の方から報告をお願い致します。</p> <p>議長 土井委員 はい。失礼します。航空写真 5-4 の赤い所ですが、集落より歩いて上がって、二人、人間が擦れ違える様な墓地の近くでありまして。別添の 25 頁を見て貰いますと、20 年位の木がありまして、機械が通れる様な所では無く、鍬でしないといけないような環境ですので、仕方ないではなかろうかと。非農地として証明したいと思えます。以上です。</p> <p>議長 はい。現地報告の皆さんご苦労様でした。それでは、1 番 2 番 4 番、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？質疑はございませんか？それでは質疑は無い様でございますので、これで質疑を終結致します。</p> <p>議長 採決を行います。議案第 35 号「非農地の現況証明」について、ナンバー1 番、ナンバー2 番、ナンバー4 番の三つの案件でございますが、申請どおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
--	--	---

<p>議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 35 号「非農地の現況証明」については、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして 6 頁、議案第 36 号。「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。この案件につきましては議事参与の制限がございます。山上真治委員、山本正義推進委員。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、退席をお願い致します。</p> <p>(山上委員、山本正義推進委員 退席)</p> <p>それでは会を続行致します。今退席された委員お二方の案件を、先に処理したいと云う風に思います。従いまして、整理番号 1 番、4 番、37 番、42 番、43 番、47 番、50 番。以上の件を先に審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 11 月 15 日です。</p> <p>(資料は 6-1 頁から 6-7 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 29、貸し人 56 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 3 件で 9,942 ㎡、3 年以上 6 年未満が 49 件で 93,424 ㎡、6 年以上 10 年未満が 2 件で 6,192 ㎡、10 年以上が 2 件で 7,874 ㎡です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 107,253 ㎡、樹園地として利用が 5,171 ㎡、普通畑として利用が 5,008 ㎡でありまして、利用権設定面積率は 0.896%です。で各筆明細一覧が次ページ以降、両面印刷しておりますけれども、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。</p> <p>それでは、今退席しておられる委員の方の案件を先に処理致します。1 番、4 番、37 番、42 番、43 番、47 番、50 番。以上、目を通して頂きまして、お尋ねがございましたら挙手のうえ、意見を申し述べてください。暫く時間を取ります。</p> <p>お尋ねはございませんか？それでは今申しました番号、もう一度復唱するのもなんですので、今申しました番号につきまして、採決を行います。申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願いします。</p>
--------------------------------------	----------------------------------	--

	<p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長</p>	<p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、今申しました番号につきましては、これを認めることと致します。休憩します。</p> <p>(山上委員、山本正義推進委員 着席)</p> <p>それでは会を続行します。残りの案件の審議を行います。</p> <p>ちょっとだけ補足、よろしいですか？</p> <p>補足をお願いします。</p> <p>この度利用集積計画で挙がっておりますのは、頁の右端。新規更新の別と云う事で記載しております。ご覧頂いているとおり、更新がほとんどでございます、一番最後 6-7 頁の下辺りだけに新規の案件が挙がっております。新と書いてある所が新規ですので、その様にご判断・ご確認頂ければと思っております。以上であります。</p> <p>どうぞ皆さん、資料をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら挙手のうえ発言をお願い致します。暫く時間を取ります。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。河井推進委員、どうぞ発言してください。</p> <p>2 番●●。今はね、無償なのに。どう云う事で値段を決めたのか。8,000 円と出てるし。これは 1 年の分か？これから 5 年で 8,000 円か？その辺をちょっと聞かせてください。</p> <p>説明してください。</p> <p>この賃貸借、10 アール当たりの借賃は 1 年の金額です。10 アール当たり、年額幾らかと云う金額であります。どう云う経過で賃貸借になっているかまでは不明であります。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>その他ございますか？無い様でございますので、それでは質疑を終結します。よろしいですか？</p> <p>それでは採決を行います。議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、原案どおり決定を行います。</p>
--	--	---

<p>4 報告事項 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について</p> <p>報告事項 第2号 水田の畑地転換届について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、報告事項がございます。報告事項は、内容が2件だね。一括して行こうか。それでは報告事項を一括してお願いします。</p> <p>はい。議案書7頁の、報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により、賃貸借の解約等の通知があったので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号1 権限の種類は農地法。貸人 はわい長瀬●●、借人 米子市●●。土地の所在 はわい長瀬——、地目は田、面積182㎡、合意の成立日と土地の引き渡し日はご覧のとおりであります。なお、こちらは借人であった申請者のお父様がお亡くなりになられて、継続して借りる必要も無いと云う事で解約に至ったものであります。</p> <p>続いて次の頁、報告事項第2号に参ります。「水田の畑地転換届について」説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地転換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は8-1頁)</p> <p>番号1 届出人 田後●●。土地の所在 大字 田後——、地目は田、面積1,451㎡、届出日と盛土の状況はご覧のとおりです。</p> <p>(資料は8-1頁)</p> <p>番号2 届出人 田後●●。土地の所在 大字 田後——、地目は田、面積1,475㎡、届出日と盛土の状況はご覧のとおりであります。</p> <p>頁をめくって頂き、8-1が番号1と番号2の航空写真による位置図でございまして、写真下中央付近の三叉路に見える交差点が国道179号の中央分離帯のある道路との交差点でございます。</p> <p>(資料は8-2頁)</p> <p>番号3 届出人 埴見●●。土地の所在 大字 埴見——、地目は田、面積343㎡、届出日と盛土の状況はご覧のとおりです。</p> <p>頁をめくって頂き、最後の頁8-2が航空写真による位置図です。以上であります。</p> <p>説明が終わりました。もとよりこれは報告事項でありますので、ご承認をお願い致します。また、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言してください。</p> <p>それではこのことにつきましては、報告事項でございます。局長の専決により処理を致しております。それでは、以上で審議を終わります。</p>
--	--	--



5 その他	(議長)  事務局	<p>5 番、その他に入ります。(1) 番、「平成 30 年 12 月定例総会の日程について」を、お諮りを致します。それでは説明をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12 月定例総会 12 月 6 日 (木) 午後 3 時 00 分から</li> <li>○ 11 月農家相談会について 11 月 15 日 (木) 午前 9 時 00 分から正午まで 別館 1 階 第 5 会議室 担当：蔵本職務代理、山下 昇委員、倉本哲男推進委員</li> <li>○ 認定農業者協議会・農業委員会視察研修について 11 月 30 日 (金) 午前 8 時役場出発、県農業試験場 (鳥取市) ほか</li> <li>○ 建議書の作成について</li> </ul>
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。 (閉会 午後 5 時 10 分)</p>